

2025年4月23日

各 位

「内部統制システムの基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、2025年4月23日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記**内部統制システムの基本方針****1. 業務の適正を確保するための体制**

当社グループの使命は、「ステークホルダーのみなさまの人生に寄り添い、想いを託され、その託された想いを実現していくこと」であります。この使命を果たし、さらなる企業価値向上を実現するための基盤として、未来への志（パーパス）を策定しました。

大東建託グループ 未来への志（パーパス） 「託すをつなぎ、未来をひらく。」

当社グループはこの未来への志（パーパス）のもと、すべての取締役・従業員が行動準則を実践し、人的資本の最大化で事業活動を発展させ、これを通じたサステナブルな社会の実現に向け、大東建託グループ全体の業務が適正に行われるよう、「内部統制システムの基本方針」を定めております。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**① 行動準則・コンプライアンス**

- a) 当社及びグループ各社で行動準則を周知し、すべての取締役及び従業員に徹底を図る。
- b) コンプライアンス推進の最高責任者を代表取締役とし、コンプライアンスの担当部署を設置して当社グループの法令等遵守及びその実効的な体制の構築・運用にあたる。
- c) グループ内部統制推進会議は、全グループ会社が参加し、コンプライアンス意識の向上及び行動準則の浸透を図るとともに、発生した法令違反問題等の共有を行い、再発を防止する。
- d) コンプライアンス担当部署は、当社グループの取締役・従業員に対して、コンプライアンスに加えてインテグリティの概念についての情報提供の機会を定期的に設け、知識と意識を高めるための教育・研修を実施する。

②内部通報

コンプライアンスの担当部署及び社外の弁護士事務所、外部委託の受付窓口グループ会社を含めた内部通報の窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る。なお通報者保護などの観点から以下の対応を行う。

- a) 通報者への不利益な取り扱いや通報者の探索行為が行われないように、適切な手立てを講じる。
- b) 寄せられた情報に対しては、迅速かつ適切に対処する。
- c) 寄せられた情報への対処結果について、適切に通報者にフィードバックする。
- d) 内部通報の記録・情報は、厳重に管理する。

③内部監査

内部監査の担当部署は、当社及びグループ各社を対象に業務監査を実施し、業務遂行が法令及び社内基準に基づいて行われていることを確認するとともに所定の様式で被監査拠点に伝達し、問題があれば適切に是正させる。監査結果は取締役会及び監査等委員会へ報告を行う。

④反社会的勢力排除に向けた体制

グループ会社を含めて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは、取引関係を含め一切関係を持たない。不当な要求に対しては、対応マニュアルに基づき、弁護士や警察等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) リスクマネジメントに関する規程その他の体制

①リスクマネジメントに関する規程

グループのリスク管理に関する規程を定め、リスクを把握・管理することで未然防止と早期対応に努め、グループの発展を阻害する要因を最小化するリスク管理体制を構築する。

②リスク管理体制

リスクマネジメントを、実効的かつ全グループ横断的に機能させるため、代表取締役を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、グループに著しい損害を及ぼすおそれのあるリスクを識別・評価・モニタリングする。また、全てのグループ会社が参加するグループ内部統制推進会議を開催し、各社のリスクマネジメントの取組状況をリスクマネジメント委員会に報告して連携する。

③不測の事態の体制整備

グループ内で不測の事態が発生した場合、代表取締役が危機対応の最高責任者として対応方針を決定し、対応チームを編成して迅速な対応を行う。また、重大な自然災害・感染症等の発生時に備え、災害対策及び事業継続に関する方針、計画及びマニュアル等を定め、グループの従業員がこれに基づいて行動するようBCPの担当部署が教育や訓練を行い、影響を最小化する体制を整備する。

④サステナビリティ

サステナビリティ基本方針に基づき、サステナビリティ推進会議を設置し、「7つのマテリアリティ（重要課題）」の解決に向けた具体的な取り組みの協議・推進を行い、定期的に取り締役に報告を行う。

⑤人的資本経営

人材を資本として捉え、その価値を中長期的な企業価値の向上につなげる人的資本経営を実現していくために、「採用・定着」「キャリア・育成」「評価・報酬」「風土醸成」の4つに分類し、各カテゴリー毎に目標を設定し、人事の担当部署を中心に推進を行う。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①情報の保存管理

社内規程に基づき、文書（関連資料及び電磁媒体に記録されたものを含む。）その他の情報の作成・保存・管理のあり方を定める。

②情報セキュリティ

「大東建託グループ情報セキュリティポリシー」を定め、社内規程に基づき情報セキュリティの安全性を確保する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会

取締役会を毎月1回開催し、法令及び定款に定める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、業務執行取締役から職務執行状況の報告を受けて監督する。

②経営会議

経営会議を毎月2回程度開催し、取締役会で決定された方針・戦略の具体的展開や複数の本部に関係する課題を協議する。会議の結果は全ての取締役に報告され情報の共有を図るとともに、社外取締役の監督に供する。

③執行役員制度

執行役員制度を採用し、社内規程に基づき責任と権限の範囲を明確にし、「現場主義」の方針のもと、業務執行の決裁権限を業務執行取締役及び執行役員に委ね、経営の機動力の向上を図る。

④経営計画策定と予算管理

経営計画は、経営資源の配分、組織の構築、管理体制のあり方、予算等を適正に決定し、策定する。策定された経営計画は全従業員に周知する。また、予実差異分析の結果は、経営会議にて報告するとともに、損益予測については、取締役会に報告する。

⑤ITの活用とDX

IT（情報技術）・DX（デジタル変革）の主管部署を設置し、内部統制の有効性、情報セキュリティの確保に留意した体制を整備して、グループ全体のIT投資効率を最大化する。

(5) グループ会社における業務の適正を確保するための体制

①グループ会社管理の基本方針とグループ内部統制の主管部門

グループ会社管理に関する基本方針を「グループ各社の経営の自主性を尊重する」としつつ、グループの内部統制については、主管する部署による状況把握と適切な指導により、相互連携と強化を図るとともに、定期的に取り締役に報告する。

②グループ会社のコンプライアンス・リスクマネジメント体制

a) 当社からグループ各社に派遣された取締役又は監査役は、各社の取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行状況を把握して監督機能を強化する。

b) グループ各社で発生した著しい損害を及ぼすおそれのある事象については、グループのWEBシステムで即座に報告させ、早期に把握する。また必要な助言・指導を行い早期解決に努め、再発防止に取り組む。

- c) グループ各社ごとにリスク管理表を運用して、具体的リスクの発生・再発防止策の実施等の状況を報告させ、モニタリング・助言・指導を行い、グループ一体となった実効性のあるリスクマネジメントを行う。

③グループ会社の報告体制

社内規程に基づき、経営、財務・会計、総務に関することなど、適時にグループ各社へ報告を求めることができる。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会の補助に関する事項

- a) 監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員補助者を配置する。
- b) 監査等委員補助者は、監査等委員の指揮命令下で業務を行う。ただし、監査等委員補助者を兼務する従業員は、監査等委員による指示業務を優先して従事するものとする。
- c) 監査等委員補助者の任命・異動については、監査等委員会の同意を得て行うものとする。

②監査等委員会への報告に関する事項

- a) 当社及びグループ各社の取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じ、定期的に又は随時に、業務執行等に関する報告を行う。著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員会に報告する。
- b) 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益となる取り扱いは行わない。

③その他の事項

- a) 監査等委員会を毎月1回開催し、常勤監査等委員から非常勤監査等委員へ業務執行状況を報告することで、監査等委員会の監査の実効性を高める。
- b) 監査等委員は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席することができる。
- c) 監査等委員会は、取締役、内部監査部門及び会計監査人と必要に応じて意見交換を行い、監査業務の充実を図る。
- d) 監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、適切に処理する。

以上